

# 宇都宮市老人福祉センター条例

昭和 45 年 3 月 28 日

条例第 11 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 に規定する老人福祉センターの設置、管理及び使用料について定めるものとする。

(昭 47 条例 18・全改, 平 2 条例 35・一部改正)

## (設置)

第 1 条の 2 本市は、老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。

2 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇都宮市老人福祉センターことぶき会館	宇都宮市屋板町 558 番地
宇都宮市老人福祉センターふれあい荘	宇都宮市陽東 2 丁目 3 番 1 号
宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘	宇都宮市宝木本町 1991 番地
宇都宮市老人福祉センターすこやか荘	宇都宮市下砥上町 1259 番地 3
宇都宮市上河内老人福祉センター	宇都宮市松田新田町 116 番地 1

(昭 47 条例 18・追加, 昭 55 条例 12・昭 58 条例 10・平元条例 21・平 2 条例 30・平 2 条例 35・平 19 条例 18・一部改正)

## (事業)

第 1 条の 3 老人福祉センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談及び健康相談に関すること。
- (2) 健康の増進及び教養の向上に資する講座及び教室の開催に関すること。
- (3) 健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設の提供に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(平 17 条例 39・追加)

## (利用できる者)

第 2 条 宇都宮市老人福祉センターことぶき会館、宇都宮市老人福祉センターふれあい荘、宇都宮市老人福祉センターやすらぎ荘、宇都宮市老人福祉センターすこやか荘及び宇都宮市上河内老人福祉センター(以下「センター」と総称する。)を利用することができる者は、本市に住所を有する年齢 60 歳以上の者とする。

2 市長は、センターの管理上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者にセンターを利用させることができる。

(昭 47 条例 18・昭 51 条例 24・昭 55 条例 12・昭 58 条例 10・平元条例 21・平 19 条例 18・一部改正)

## (利用の制限)

第 3 条 市長は、センターの利用が次の各号の一に該当する場合には、センターへの入館を拒み、又は入館している者を退館させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理上特に支障があると認めるとき。

2 センターを利用する者(以下「利用者」という。)が、心身障害その他の理由により介添えを要するものであるときは、介添人を付けなければならない。

(昭 47 条例 18・昭 55 条例 12・一部改正)

(使用料)

第 4 条 利用者が、センター(宇都宮市上河内老人福祉センターを除く。この条において同じ。)を利用するに当たっては、利用証を提示するものとする。ただし、本市並びに鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町(以下「近隣自治体」という。)の住民で 60 歳未満の者又は本市及び近隣自治体以外の住民がセンターを利用する場合は、別表第 1 に定める使用料を納付して、利用券の交付を受けなければならない。

(平 19 条例 18・全改, 平 21 条例 2・平 23 条例 28・一部改正)

(料理実習室の使用許可及び使用料)

第 5 条 センター(宇都宮市上河内老人福祉センターを除く。)に附属する料理実習室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 料理実習室の使用許可を受けた者は、使用許可の際、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

(平元条例 21・全改, 平 19 条例 18・一部改正)

(売店等の施設の使用許可及び使用料)

第 6 条 センター(宇都宮市上河内老人福祉センターを除く。)に附属する売店等の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受け、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、毎月末日までにその翌月分を納付しなければならない。

(昭 47 条例 18・昭 47 条例 27・昭 55 条例 12・平元条例 21・平 19 条例 18・一部改正)

(上河内附属施設の使用許可及び使用料)

第 6 条の 2 宇都宮市上河内老人福祉センターに附属する集会室、教養娯楽室、栄養指導室又はゲートボール場(以下「上河内附属施設」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 上河内附属施設の使用許可を受けた者は、使用許可の際、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

(平 19 条例 18・追加)

(使用料の不還付)

第 6 条の 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由によりセンターを利用することができないときは、この限りでない。

(平元条例 21・追加, 平 19 条例 18・旧第 6 条の 2 繰下)

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(守るべき事項)

第 8 条 利用者は、その利用にあたっては、市長が別に定める事項を守らなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 利用者(第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の許可を受けてセンターの附属施設を使用する者を含む。)は、故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備に損害を与えたときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(昭 47 条例 18・昭 55 条例 12・平元条例 21・平 19 条例 18・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 10 条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(平 17 条例 39・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 11 条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 1 条の 3 各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用及びその制限並びに料理実習室及び上河内附属施設の使用の許可及び制限に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 17 条例 39・追加, 平 19 条例 18・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 12 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(平 17 条例 39・追加)

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 39・旧第 11 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 45 年 6 月 1 日から施行する。

(平 5 条例 32・旧附則・一部改正, 平 6 条例 48・旧附則第 1 項・一部改正, 平 19 条例 18・旧附則・一部改正)

(上河内町の編入に伴う経過措置)

2 上河内町の編入の日前に、上河内町老人福祉センター条例(平成 17 年上河内町条例第 19 号)の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平 19 条例 18・追加)

附 則(昭和 47 年 3 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 6 月 24 日条例第 27 号)

この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 26 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 55 年規則第 50 号で昭和 55 年 5 月 15 日から施行)

附 則(昭和 58 年 3 月 23 日条例第 10 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年規則第 22 号で昭和 58 年 4 月 11 日から施行)

附 則(平成元年 3 月 23 日条例第 21 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 9 月 19 日条例第 30 号)

この条例は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月 21 日条例第 35 号)

この条例は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 20 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 28 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日条例第 37 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日条例第 48 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 7 年規則第 2 号で平成 7 年 3 月 15 日から施行)

附 則(平成 7 年 12 月 19 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 14 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日条例第 39 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 10 条の規定により管理を委託している老人福祉センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)の施行の日から起算して 3 年を経過する日(同日前に地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。

3 指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市老人福祉センター設置、管理及び使用料条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の宇都宮市老人福祉センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日条例第 77 号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条ただし書の改正規定中「、栗野町」を削る部分 平成 18 年 1 月 1 日

(2) 第 4 条ただし書の改正規定中「さくら市」の右に「、下野市」を加える部分、「、南河内町」を削る部分及び「、石橋町」を削る部分 平成 18 年 1 月 10 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成 18 年 3 月 20 日

附 則(平成 19 年 3 月 5 日条例第 18 号)

この条例は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日条例第 85 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 5 日条例第 2 号)

この条例は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 28 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条—第 6 条関係)

(平元条例 21・全改, 平 3 条例 41・平 5 条例 37・平 7 条例 36・平 13 条例 9・一部改正, 平 19 条例 18・旧別表・一部改正, 平 19 条例 85・一部改正)

区分			金額
(1) センター使用料	本市の市民及び近隣自治体の住民	大人	日額 390 円
		中学生以下	日額 200 円
	上記以外の者	大人	日額 780 円
		中学生以下	日額 400 円
(2) 料理実習室使用料			日額 2,230 円
(3) 売店等施設使用料			1 平方メートルにつき月額 1,170 円

別表第 2(第 6 条の 2 関係)

(平 19 条例 18・追加, 平 19 条例 85・一部改正)

区分		金額(1 時間当たり)
集会室(1 室)	本市の市民及び近隣自治体の住民	210 円
	上記以外の者	310 円
教養娯楽室(1 室)	本市の市民及び近隣自治体の住民	210 円
	上記以外の者	310 円
栄養指導室(1 室)	本市の市民及び近隣自治体の住民	300 円
	上記以外の者	450 円
ゲートボール場(1 コート)	本市の市民及び近隣自治体の住民	520 円
	上記以外の者	780 円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、1 時間とする。